

下水道使用料の改定について

1 下水道使用料の30%改定が必要な理由

人口減少等による下水道使用料の減少、流域下水道維持管理負担金の大幅な増額改定、物価高騰による維持管理費の増などに対応し、安全で快適な污水处理サービスを持続的に提供するためには、最低でも下水道使用料を30%改定する必要があります。

下水道使用料の30%改定が必要な理由

POINT 下水道使用料の減少

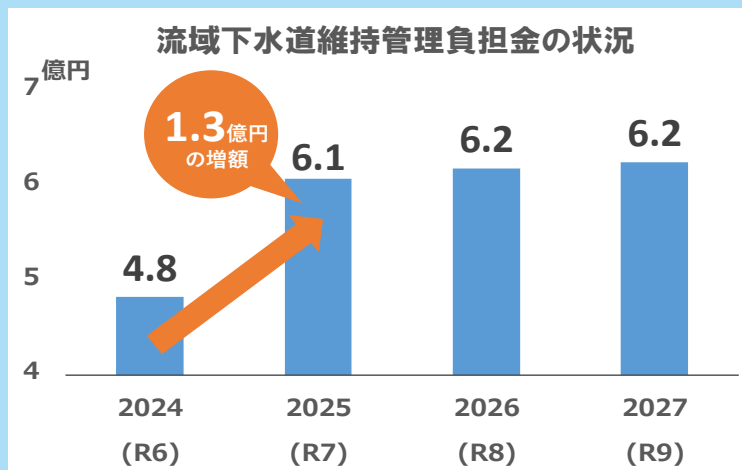
1

人口減少や節水機器の普及などの影響により有収水量が減少することに伴い、下水道使用料収入も減少する見込みです。

POINT 流域下水道維持管理負担金の大幅増

2

物価高騰を受け令和7（2025）年度以降の負担金が大幅な増額となり、下水道事業の経営に大きな影響を及ぼしています。



これにより、污水处理費を下水道使用料でどの程度まかなえているかを表した経費回収率は、令和12（2030）年度時点で、71.5%まで低下します。※令和6（2024）年度は87.5%

令和12年度

下水道使用料 **71.5%**

不足分

28.5%

30%改定により

令和12年度

下水道使用料 **80.9%**

不足分

19.1%

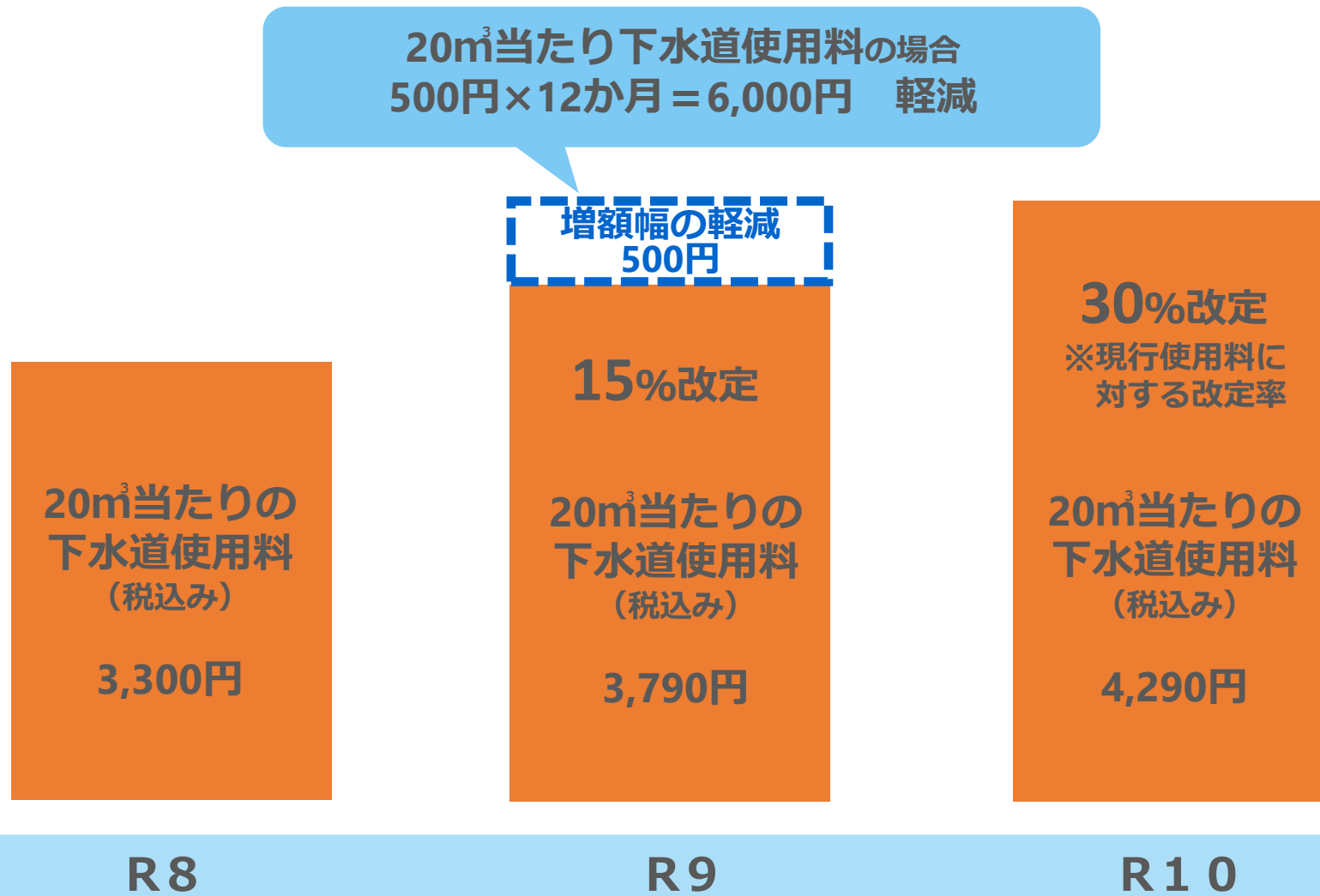
污水处理費

増額した維持管理費を下水道使用料でまかない
受益者負担の公平性を確保するため、最低でも、

30%の改定が必要です。

2 段階的に改定した場合の影響 (1) 使用料負担の増額幅の軽減

提案のあった、下水道使用料を令和9（2027）年度と令和10（2028）年度の2か年に分けて段階的に改定した場合の例です。メリットとしては、下水道使用者にとっての使用料負担の増額幅の軽減です。



2 段階的に改定した場合の影響 (2) 繰入金が増額

ただし、段階的に行う場合、単純に、30%の改定で見込んだ下水道使用料収入が減るため、例えば激変緩和措置として令和9（2027）年度に15%の改定とした場合、1.6億円繰入金を増額することになります。繰入金を増額すると、次のような影響が考えられます。

段階的に改定した場合、繰入金が**1.6億円増**

POINT 1 受益者負担の公平性が確保できない

市が管理している下水道等を使用していない市民も市税を通じて間接的に負担することとなり、受益者負担の公平性が損なわれます。



市が管理している
下水道等の水洗化人口

約 **7** 割

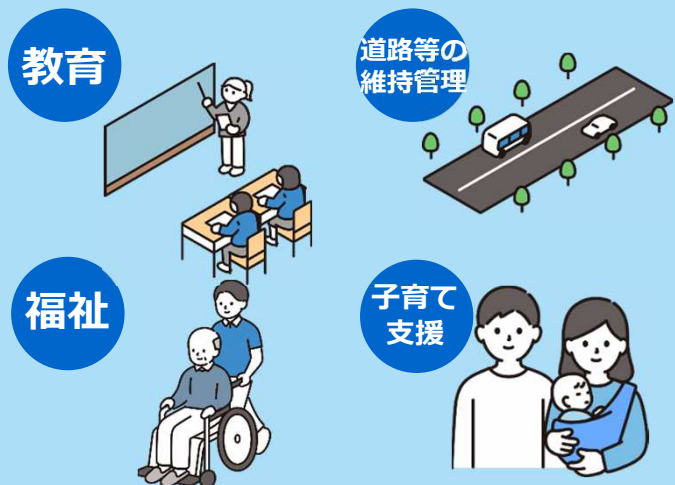


個人が管理している
浄化槽、汲み取り

約 **3** 割

POINT 2 市の財政に影響

福祉、教育、子育て支援、道路等の維持管理など、全市民対象の事業に影響を及ぼすことになります。



全市民が対象の事業に影響

2 段階的に改定した場合の影響 (3) メリット・デメリットまとめ

これまで説明した内容を元に、令和9（2027）年度に30%改定した場合と2か年にわけて改定した場合の、下水道使用者と使用者以外の市民それぞれのメリット及びデメリットを次のとおりまとめました。

令和9年度に30%改定した場合	2か年に分けて改定した場合
使用者以外の市民目線での メリット ・ 受益者負担の公平性を確保 使用者目線での デメリット ・ 使用料の負担増	使用者目線での メリット ・ 初年度の使用料負担の増額幅の軽減 使用者以外の市民目線での デメリット ・ 一般会計からの繰入金の増額による不公平感 ・ 全市民対象の事業に影響

3 今後のスケジュールについて

今後のスケジュールは次のとおり予定しています。

令和8年10月上旬	・ 運営審議会より答申
11月	・ 議会全員協議会説明（2回目） ・ 12月市議会定例会に条例改正案提出
令和9年3月	・ 市民周知（広報②、市ホームページ、SNS）
4月	・ 改定後の下水道使用料の適用 ※ 4月検針分（5月請求分）から適用

【参考】下水道使用料改定（案）

下水道使用料を30%改定し、基本料金1,430円、20m³までの改定率30%以内とした場合の料金体系（案）を再掲します。 ※全て税込み

一般用

		現行料金	階層間の差額	改定料金 (案)	階層間の差額	改定額	改定率
基本料金		1,100		1,430		330	30.0%
従量料金	0～10m ³	88		110		22	25.0%
	11～20m ³	132	44	176	66	44	33.3%
	21～30m ³	154	22	209	33	55	35.7%
	31～40m ³	176	22	231	22	55	31.3%
	41～50m ³	198	22	253	22	55	27.8%
	51～100m ³	209	11	275	22	66	31.6%
	101m ³ ～	220	11	286	11	66	30.0%

浴場用

		現行料金	改定料金 (案)	改定額	改定率
基本料金		1,100	1,430	330	30.0%
従量料金	1 m ³ ～	88	110	22	25.0%

臨時用

		現行料金	改定料金 (案)	改定額	改定率
基本料金		—	—		
従量料金	1 m ³ ～	220	286	66	30.0%